

全国老人医療・国民健康保険主管課（部）長及び
後期高齢者医療広域連合事務局長会議

《保険局総務課老人医療企画室説明資料》

平成19年2月19日

< 目 次 >

1. 被扶養者の保険料軽減について	1
2. 現役並み所得者の判定対象者の範囲について	4
3. 後期高齢者に対する健診・保健指導について	8
4. 定率公費負担の計算方法について	10
5. 調整交付金の概要について	13
6. 高額医療費の負担に対する支援及び特別高額医療費共同事業について	15
7. 財政安定化基金の概要について	18
8. 前期財政調整・後期高齢者支援金の仕組みについて	25
9. 平成18年度補正予算及び平成19年度予算関係について	36
<参考1>	
○広域連合の設立準備状況	56
○長崎県後期高齢者医療広域連合広域計画	57
<参考2>	
○老人医療費の状況について	60

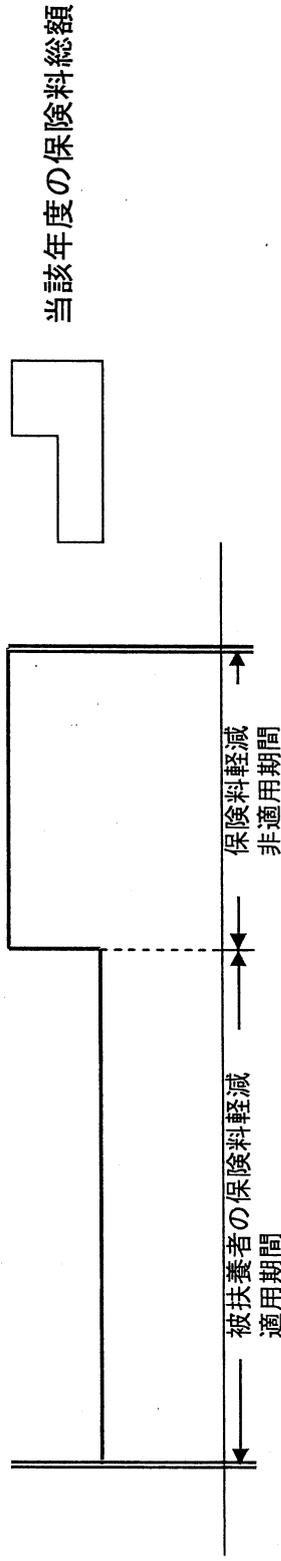
被扶養者の保険料軽減について

被扶養者の保険料軽減について(案)

後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した者であって、当該資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であった者については、資格取得日の属する月以後2年間、被保険者均等割額に10分の5を乗じた額を減額する。

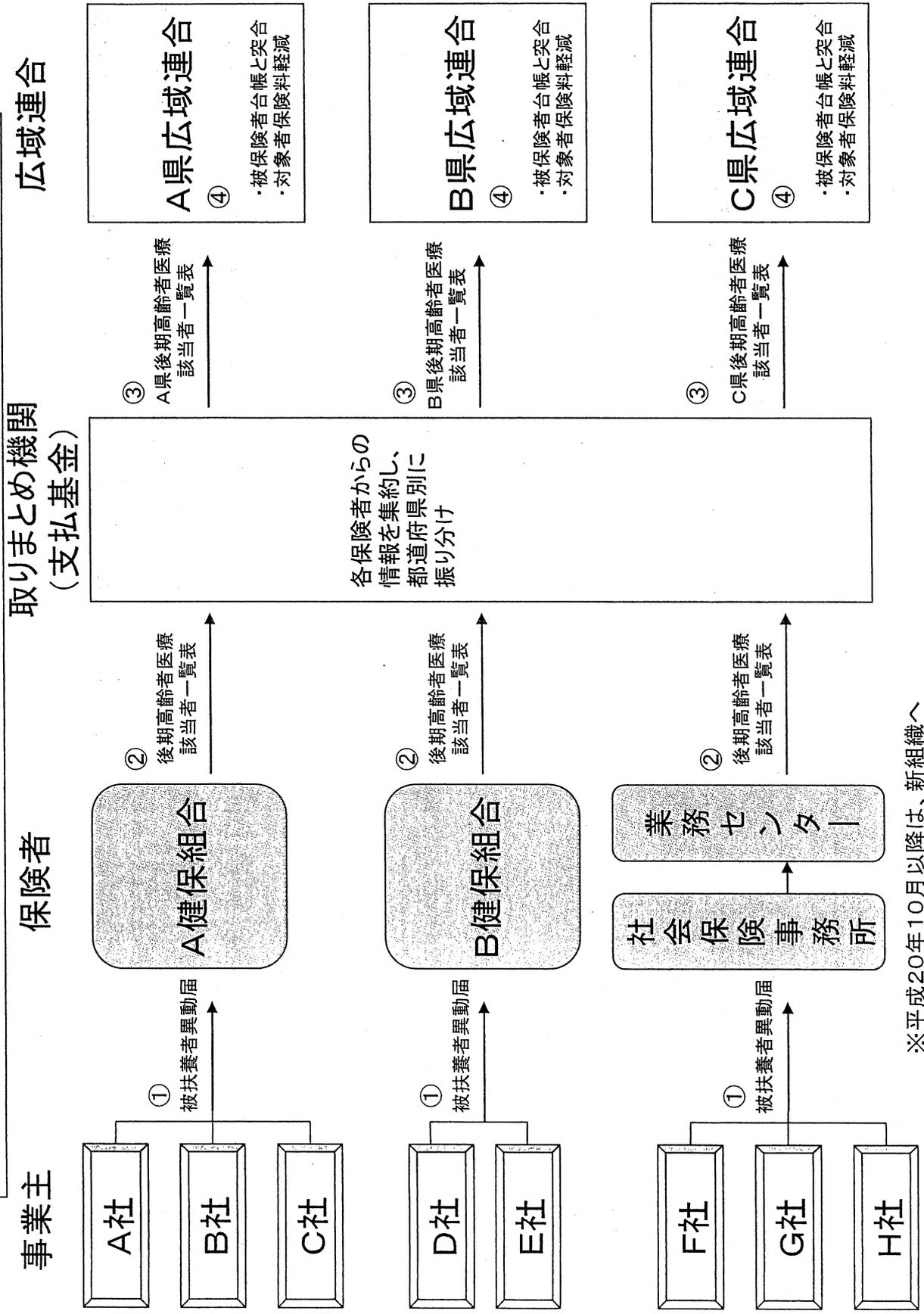
年度途中に被扶養者の保険料軽減の適用が終了する場合の、保険料賦課額のイメージ

(例) 被扶養者の保険料軽減適用期間終了後に低所得者の保険料軽減の適用を受けない場合



- ※ 被扶養者であったことの確認は、被用者保険の保険者から広域連合が得る情報により行う。(被扶養者リストの流れ参照)
- ※ 通常の保険料の賦課をした後に、資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であったことがわかった場合は、資格取得月に遡及して再度減額賦課を行うこととなる。
- ※ 低所得者の7割、5割保険料軽減適用対象者が被扶養者の保険料軽減対象者である場合は、低所得者に係る保険料軽減が優先されることとなる。
- ※ 資格取得後2年を経過する月までの間に他の広域連合の区域内に住所を有するに至った場合は、被扶養者の保険料軽減の権利の残存期間相当分は、新たな広域連合へ引き継がれる。

被扶養者リストの流れ



※平成20年10月以降は、新組織へ

被扶養者リストの流れ(解説)

- ①事業主は、資格喪失に該当した被扶養者の被扶養者異動届を、随時保険者へ送付する。(現行同様)
- ②各保険者は、後期高齢者医療の被保険者となったことにより提出された被扶養者異動届に記載された被扶養者情報^{※1}を、一覧表(原則、電子媒体)として作成した上で取りまとめ機関(支払基金)へ送付する。
(月次:前月11日～今月10日受付情報を15日に送付)
- ③取りまとめ機関(支払基金)は、保険者より得た被扶養者情報を集約し、都道府県別に振り分けて各広域連合へ送付する。
(月次:15日受付情報を20日に広域連合へ送付)
- ④広域連合は、取りまとめ機関(支払基金)から送付された情報を被保険者管理台帳(履歴)と突合して、被扶養者であった者を特定し、当該者の保険料額を減額する。(月次:月末までに賦課を行い、市町村へ賦課情報を送付)

*括弧内は参考スケジュール

※1 保険者の広域連合へ通知する「被扶養者情報」は以下の通り。

- ・氏名情報(漢字氏名・カナ氏名)
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所情報(都道府県コード)
- ・被扶養者資格喪失年月日
- ・保険者の名称(政管は事務所名)

※2 ④により該当者の特定ができなかった場合には、広域連合は、保険者への個別の照会や、本人からの申し出の機会を設けること(納入通知書送付の際に申し出の勧奨を行う等)により、確認に努める。

※3 取りまとめ機関(支払基金)は、広域連合からの委託により上記の情報集約・提供業務を行い、その業務経費については、広域連合からの手数料により賄う。

